

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
一般廃棄物等収集運搬処理役務 (可燃事業ごみ) ほか 1 件	1	
	作 成	令和 8 年 2 月 2 7 日
	変 更	
	作 成 部 隊 名	船岡駐屯地業務隊総務科
1 総則		
1.1 適用範囲		
本仕様書は陸上自衛隊船岡駐屯地において発生した一般廃棄物等の収集運搬処理役務について適用する。		
1.2 引用文書		
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。		
a) 仕様書		
本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」		
b) 法令等		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）		
2 役務に関する要求		
2.1 役務実施場所		
宮城県柴田郡柴田町船岡大字大沼端 1－1 陸上自衛隊船岡駐屯地		
2.2 役務に関する要求		
2.2.1 事業ゴミの品名及び予定数量		
事業ゴミの品名及び予定数量は下表による。		
品 名	単 位	予定数量
可燃事業ゴミ	袋	1 8 , 0 0 0
不燃事業ゴミ	袋	1 , 2 0 0
2.2.2 役務履行期間及び作業日時		
a) 可燃事業ゴミ		
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日までの毎週月曜日、水曜日及び金曜日とする。		
b) 不燃事業ゴミ		
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日までの毎月第 1 火曜日及び第 3 火曜日とする。		
2.2.3 収集場所		
駐屯地第 1 集積所及び隊員食堂集積所		

2.2.4 一般事項

- a) 役務場所においては、官側の指示に従い行動し、指示があった場所以外への立入は禁止とする。
- b) 作業は 08：15～17：00 の間を基本とし、やむを得ずそれ以外の時間帯に作業を実施しようとする場合は、前日の午前中までに残業届（４部）を提出し、承諾を受けた後とする。
- c) 役務場所内外の施設を破損または汚損させないように十分注意する。また、破損や汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負業者側の負担において現状に復旧すること。
- d) 役務実施中の安全管理については十分に留意し、万一事故が発生した場合は速やかに官側へ報告すること。なお、事故保障はすべて請負側の負担とする。
- e) 軽微な変更については契約額の増額は行わない。

2.2.5 特記事項

- a) 事業ゴミの搬出単位は「袋」とする。
- b) 事業ゴミ搬出時の形態は請負側の用意する専用袋とする。なお、専用袋は 80cm×65cm の丈夫かつ透明なものとする。
- c) 作業日時に示す日時が祝日及び休日の場合は収集しないものとする。
- d) 請負側はその月の数量を取りまとめ翌月 1 日（祝祭日及び休日の場合は翌平日）に官側担当者と数量の照合を行うものとする。
- e) 本役務は柴田町のゴミ収集・運搬業の許可を受けているものが請負うものとする。
- f) 請負金額には処分料を含むものとする。
- g) 請負側は、本規約に関し第 3 者に対し委託し又は請け負わせてはならない。

3 品質保証

3.1 報告書類

官側が提出を求める書類。

3.2 検査

検査は、月毎の数量の照合後、検査官に役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他

役務に際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し、協議すること。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

調達要求番号：6NN31C35202

陸上自衛隊仕様書		
一般廃棄物等収集運搬処理役務（残飯、残菜）	仕様書番号	
	4	
	作成年月日	令和8年2月27日
	変更年月日	
	作成部隊名	船岡駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、船岡駐屯地糧食班から発生する一般廃棄物等収集運搬処理役務、（以下「役務」という。）について規定し船岡駐屯地で実施する場合に適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、仕様書その他関係法令による。

1.3 一般廃棄物の種類、予定数量及び規格

一般廃棄物の種類、予定数量及び規格は表1による。

表1 一般廃棄物の種類、予定数量及び規格

種 類	予定数量	単 位	備 考
残飯、残菜	1, 500	袋	請負業者の用意する専用袋

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 一般的事項

請負者は、各関係自治体の条例等規格を遵守し、回収物を収集・運搬・処理するものとし、処理に際し当然なすべき事項は、本仕様書に記載がなくとも、積極的に行うものとする。

2.2 運搬日時

a) 残飯、残菜

令和8年4月1日～令和8年9月30日までの毎週月、水、金曜日

2.3 車載場所

船岡駐屯地隊員食堂集積所

2.4 運搬処理要領

a) 形 態

搬出時の形態は、請負業者の用意する専用袋として、80cm×65cmの丈夫かつ透明なものとする。

b) 搬出単位は「袋」とする。

c) 請負業者は、月毎の数量を取りまとめ翌月1日（祝日日、休日の場合は翌平日）に業務隊糧食班担当者と数量照合をするものとする。

d) 請負業者は柴田町のゴミ収集・運搬業の許可を受けているものとする。

e) 本役務に必要な車両、消耗品及び作業員は全て請負業者の負担とする。

f) 請負金額には、処分料を含むものとする。

- g) 請負業者は、本規約に関し第3者に対し委託又は請け負わせてはならない。
- h) その他本仕様書に疑義のあるときは、官側と協議するものとする。

3 品質保証

3.1 検査

検査は、月毎の数量の照合後、検査官に役務完了の確認をうけるものとする。

4 その他

4.1 秘密保全及び安全管理

- a) 請負者は、契約履行に際して知り得た事項を第三者に漏らし又は利用してはならない。
- b) 廃棄物等回収・運搬の際、物品等の破損・汚染が生じた場合、速やかに官側へ報告し現状に復帰しなければならない。

4.2 仕様書に関する疑義

本仕様書に規定のない事項又は内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、その指示を受けるものとする。